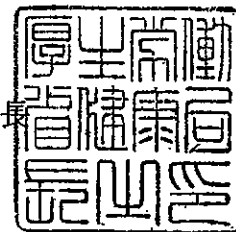




健 発 0106 第 2 号
令 和 2 年 1 月 6 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長



移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付け健医発第1371号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び脾臓移植希望者（レシピエント）選択基準を別紙1及び別紙2の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、令和2年2月3日から適用することとしましたので、改正後の肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び脾臓移植希望者（レシピエント）選択基準に従い、円滑かつ適正な業務の執行をお願いします。あわせて、貴法人に登録されている臓器移植施設への周知の徹底につきましてよろしくお願いします。

参考として、本改正を反映した肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び脾臓移植希望者（レシピエント）選択基準を添付します。